5.2.13
秘第四六九號
昭和五年二月十二日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿

參考書 共發

杉浦鐵工所爭議ニ關スル件（第三報）

標記杉浦鐵工所爭議ニ關シテハ其ノ狀況後報ノ處其ノ後勞働者側ニ於テハ日日爭議團本部ニ集合シ、アリシカ本月九日代表者（檜）垣峯次郎外五名ハ神下澁谷町沼通六六杉浦專務方ヲ訪問シ全人ト面接シ

人工機劍鎖ヲ解キ善ヲ入場セシヲ

右參考（別紙）

一、爭議ノ發端

昨年十一月十日杉浦鐵工所ニ於テ職工ノ發起ニ依リ勞働組合ヲ組織シ、同月二十日ニ至リ組合ヨリ左ノ要求ヲ爲シ、タルニ會社ハ之ヲ拒絶シタルヲ以テ同月二十一日ヨリ同盟罷業ニ入リ、タリ

一、賃金ヲ一割五分增額スルコト

一、勞働時間ヲ一日八時間トスルコト

一、殘業ハ一時間ニ付金五十錢ヲ支給スルコト

一、休業ハ毎月二回トスルコト

一、解雇ハ三日前ニ豫告スルコト

一、組合ヲ認ムルコト

二、交渉ノ經過

十一月二十一日ヨリ同盟罷業ニ入リ、タルヲ以テ同月二十二日ヨリ交渉ヲ開始シ、タルモ會社ハ之ニ應セス、同月二十四日ニ至リ會社ハ左ノ條件ヲ以テ解決ヲ申出テ、タルモ組合ハ之ヲ拒絶シ、タリ

一、賃金ヲ一割增額スルコト

一、勞働時間ヲ一日九時間トスルコト

一、殘業ハ一時間ニ付金四十錢ヲ支給スルコト

一、休業ハ毎月二回トスルコト

一、解雇ハ三日前ニ豫告スルコト

一、組合ヲ認ムルコト

三、爭議ノ現狀

二月五日ニ於ケル爭議團ノ人員ハ六十名ニシテ、ソノ内訳ハ